

令和 5 年 9 月 7 日

建設工事受注者の皆様へ

青森市企業局水道部
部長 三浦 大延

建設工事現場における安全管理の徹底について（お知らせ）

上下水道工事の現場における安全管理については、従来から徹底した取組をお願いしているところですが、先般、管工事現場において締固め機械で足の指を挟み込み重傷を負う事案が発生したところ
です。

つきましては現場内の労働災害や公衆災害を未然に防止するため、再度、下請負人等まで含めた全
ての作業員に対し事故防止の啓発を行うとともに、下記の事項を周知・徹底して工事現場の安全管理
に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守すること。
2. 作業開始前KY活動時に作業方法、手順ごとの具体的な危険予測とその対策の確認を徹底する
こと。
3. 特に、保護帽や安全靴等を確実に着用し、作業中のケガの予防を図ること。
4. 特に、防護柵、危険標識等の安全施設や誘導員を適切に配置すること。
5. 事故発生の状況に応じて速やかに消防・警察へ通報し、労働基準監督署及び監督員に報告する
こと。